

Bungle Party and Bonanza Party

～5大都市県議選における複数候補者擁立戦略の帰結から～

茨 木 瞬

1. はじめに

代議制民主主義を支える選挙制度は、多数代表原理の下にある小選挙区 (Single-Member Districts) 制と、一般的に比例代表原理の下にあるとされる大選挙区 (Multi-Member Districts) 制の2種類に分けられる。多数代表原理の下では、多くの有権者からの支持を得た候補者が代表者として選ばれる。この原理は、必ず過半数の得票を獲得しなければならない絶対多数代表と、最も多くの得票を獲得すれば、過半数でなくても当選できるという、相対多数代表に細分化される。一方で比例代表原理は、議会に民意の鏡を作ろうという理念の下、小さな政党にも議席獲得の機会を与える制度である。

日本の衆議院は、長らく比例代表原理として捉えられる大選挙区単記非移譲式投票制 (Single Non-Transferable Voting、以下SNTV) を採用していた¹が、1994年の選挙制度改革により、多数代表原理の下にある小選挙区制を中心とした制度へと移行された。一方で、参議院選挙区選挙、地方議会選挙などの多くは大選挙区SNTVを維持している。

比例代表原理においては比例性が重要な要素となるが、M人選出のSNTV選挙区においてM+1人より多い候補者が擁立されれば、より多くの死票が生み出されることとなるため、比例性を歪めてしまう。そこでReed (1990, 1997) は「小選挙区制は二大政党制を生む」という命題として知られているデュベルジェの法則が大選挙区SNTV制においても適用できるとし、M人選出の選挙区において有力候補者数が次第にM+1人に収束していくという「M+1法則」を提唱した。候補者がM+1人であれ

¹ 日本国内では中選挙区制とも呼ばれる。

ば、死票をできるだけ抑え、比例性を保つことができると考えられる。つまり、大選挙区SNTVの下では、各候補者の動きが比例性を支える要因の一つとなっていることは間違いないだろう。

さらに、ドループ基数等で表される一定数を獲得した候補者の剰余票を他の候補者に移譲できる単記移譲式投票制 (Single Transferable Voting、以下STV) とは異なり、SNTVは他の候補者に票の移譲ができない。SNTVの下では、政党が候補者を擁立するのか、しないのか、更には何人の候補者を擁立するのかという、政党による候補者擁立戦略が重要となる。しかし政党が複数の候補者を擁立した場合、共倒れや票割りなどの問題が起こってしまう。

大選挙区SNTVにおける複数候補者擁立問題に関する論考は、衆議院中選挙区時代の研究の中で数多く見ることができるが、具体的に分類したのが、Lijphart, A. Pinter, R. L. & Sone, Y. (1986) である。彼らは1980年の衆院選の結果を用いて、大政党による議席獲得の失敗を、過少公認 (undernomination)、票の集中 (unequal vote distribution)、過剰公認 (overnomination)、の3つに整理した。その結果、1980年の総選挙において自民党は過少公認と票の集中で計30議席を失い、社会党は過剰公認で2議席を失ったとする。また自民党、社会党が計32議席を失ったことにより、社会党が16議席、共産党が8議席、公明党が6議席、民社党が2議席を多く獲得したことになる。つまり社会党は14議席多く獲得したことになるとされた。しかし李 (1992) は、Lijphart, A. Pinter, R. L. & Sone, Y. (1986) で分類した3つの項目が相互排他的ではないため、1つの事例が複数の項目に該当する場合があると指摘し、各中選挙区におけるドント式での選挙結果を「均衡の選挙結果」として実際の議席率との乖離を見るという方法を採用し、1958～1990年までの12回の衆院選の各中選挙区のドント方式による結果と各政党の獲得議席との乖離を計算した²。

² 中選挙区における各政党の戦略についてゲーム論を使って理論的に分析したのがCox (1991) と李 (1992) であり、李 (1992) は、ドント式の選挙結果において次点候補者の政党がドント式議席数+1人の候補者を擁立することが均衡戦略であるとしている。

その結果、自民党の実際の議席率は均衡の議席率よりも平均6%程度低く、社会党の議席率は均衡よりも約3%高く、公明党、民社党、共産党の議席率は約1%ずつ高いことが分かった³。

表1：選挙戦上の失敗（川人（1997）より）

		(候補数) - (ドント式議席数)		
		+	0	-
(現実の議席数) - (ドント式議席 数)	+	過剰当選	なし	なし
	0	過剰公認	最適	なし
	-	過剰公認の失敗	得票の不均等配分	過少公認

川人(1997)は1890年～1993年までの異なる選挙制度の下での政党のパフォーマンスについて分析したが、現実の議席数とドント式議席数との差、候補者数とドント式議席数との差の2つの指標を用いて、大選挙区SNTVにおける大政党の複数候補者擁立戦略を「選挙戦上の失敗」と称して分類した(表1)。この表を用いて、戦前(1928年～1937年)の中選挙区制において当時二大政党であった政友会、民政党を例に、各カテゴリーに該当する選挙区の比率を示した。その結果過剰公認の失敗と過剰当選の数がほとんど変わらないため、{(候補者数) - (ドント式議席数)}が+である際にも、結果としてあまり損をしていないとしている。また川人(2004)では、戦後初期(1947年～1955年)の自由党、民主党、社会党、1958年以降の自民党1党優位期における自民党、社会党の選挙戦上の失敗についてもカテゴリー別に示した。さらに川人他(2011, p.137)は、これに加え、ドント式議席配分において「獲得議席のない政党は1人を立候補させること」が均衡解であるとしている。

本論においても、川人(1997、2004)と同様に、政党の複数候補者擁立を帰結から分析していくが、川人(1997、2004)では大選挙区SNTVにおける「大政党」の複数候補者擁立戦略を分析していたのに対し、本論で

³ 森(2012)は李(1992)が用いた方法を2011年の名古屋市議選において適用し、各政党のドント式での選挙結果(均衡解)と実際の当選者数との乖離を計算した。その際、公認候補者だけでなく、推薦候補者、公認漏れ候補者も政党の候補者としてカウントしている。

は「全政党」の複数候補者擁立戦略を分析する。しかし先行研究が対象としている衆院選では候補者が乱立し、その結果“泡沫”候補となってしまう候補者が多い。そのため得票率など選挙後の結果から有効候補者数を画定するなど、“泡沫”候補者を排除する必要が出てくる。しかし政党が候補者を擁立するのは選挙前であり、選挙後の数値を用いて候補者擁立戦略を論ずるには問題があると考える。そこで本論では、政令指定都市における県議会議員選挙（以下、政令市県議選）を対象として政党の候補者擁立戦略の帰結について分析する。政令市県議選は、いわゆる中選挙区以下の定数M人区の選挙区において、有効候補者数だけでなく候補者数そのものがほぼM+1人となっている（茨木（2013））。これにより、政令市県議選においては選挙前のデータである候補者数を用いた分析ができる。選挙前に行われる候補者擁立戦略を論ずるには、“泡沫”候補が多く、選挙後の結果により有効候補者数を判別しなければならない衆院選よりも、政令市県議選の方が適しているのである。

また政令市県議選では、中選挙区以下の定数において候補者数がほぼM+1人となっていることから、衆院選と異なり小政党の乱立が起こりづらく、川人他(2011)が言う、議席獲得のない政党が1人を立候補させるという状況は少ない。つまり、ほとんどの政党が表1に該当することになる。そのため、まずはどのような政党が複数候補者擁立による失敗をしているのかについて明確にし、各政党の候補者擁立戦略の特徴を捉えることが必要である。具体的には、表1における $\{(現実の議席数) - (ドント式議席数)\}$ が-の場合についてのみを考察する。ドント式の結果を実際の当選者が下回ったとき、つまり「取れるはずだった議席を取ることができなかった」政党を「bungle party（不出来政党）」と称し、ドント式の結果、当選者数、候補者数の大小関係で過多公認⁴、票割り

⁴ 本論では「bungle party」と「bonanza party」に分けたため、川人(1997)にて「過剰公認」と呼んでいるカテゴリーは扱わない。よって、川人（1997）で「過剰公認の失敗」と呼んでいるカテゴリーを「過多公認」と呼ぶこととし、「過剰公認」という用語は使用しないこととする。

の失敗、過少公認の3つのカテゴリーに整理した。その後、bungle partyに属する各政党の候補者擁立戦略の特徴、変遷についての考察を加える。また、実際の当選者がドント式の結果よりも多いとき、すなわち「取れないはずだった議席を取ることができた」政党を「bonanza party（出来すぎ政党）」と称し、bonanza partyに属する候補者の特徴や共通点についても分析していく。

また、使用するデータを55年体制成立当初から区ごとの選挙が中選挙区時代の衆院選とほぼ同じ定数で行われていた5大都市（横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）県議選の結果とする。政令市県議選は現在も大選挙区SNTVを維持しており、長期に渡りある程度確立された政党が、異なる制度・時代・社会環境の下で行ってきた候補者擁立戦略の比較研究することができる。この利点を用いて、政令市間の比較研究も行う。

2. ドント式の選挙結果と実際の当選者数が異なる場合分け

2.1 bungle party

bungle partyとは、実際の当選者がドント式の結果よりも少ない政党を指し、大選挙区において複数の候補者を擁立した、または複数の候補者を擁立できうる政党が当てはまる。複数人が当選する大選挙区SNTVにおいて、過半数の議席を獲得するためには複数の候補者を擁立しなければならない。適切な数の候補者を擁立し、候補者間で票を均等に分割することができれば、候補者全てが当選し、その結果はドント式と同じになるであろう。しかし適切な候補者数を立て、同一政党の候補者間で均等に票を分割することは難しい。

表2 : bungle partyの分類

ドント≠当選数	候補者擁立	当選者の数	各指標の位置	カテゴリー
当選数<ドント &	候補数<ドント &	当選数=候補数 →	当選数=候補数<ドント ⇒	過少公認
		当選数<候補数 →	当選数<候補数<ドント ⇒	過小公認+票割りの失敗
	ドント=候補数 &	当選数<候補数 →	当選数<ドント=候補数 ⇒	票割りの失敗
	ドント<候補数 &	当選数<候補数 →	当選数<ドント<候補数 ⇒	過多公認

(出所 : 筆者作成)

表2はbungle partyについてドント式の結果、候補者数、当選者数の大小関係から場合分けをしたものである。候補者数について、ドント式よりも少ない場合はもう1人擁立しても当選できたことを意味している。この場合において、当選者数と候補者数が同じときを「過少公認」と呼び、ドント式よりも多い場合を「過多公認」と呼ぶ。適切な数の候補者数を擁立しても、候補者間で票を均等に割ることができなければ擁立した候補者全員を当選させることができない。これを「票割りの失敗」と呼ぶ。また候補者数がドント式よりも少ない場合において、当選者数と候補者数が異なるときは「過少公認+票割りの失敗」となるが、本論のデータでは存在しなかったため、過少公認、票割りの失敗、過多公認の3つのカテゴリーで分析を行う⁵。

2.2 bonanza party

表3 : bonanza partyの分類

ドント≠当選者数	当選者の数	各指標の位置
ドント<当選数	& 当選数=候補数 →	ドント<当選数=候補数
	& 当選数<候補数 →	ドント<当選数<候補数

(出所 : 筆者作成)

⁵ なお、Cox(1994)は、有権者が戦略的な投票行動をすれば、その結果はドント式となるとした。有権者が戦略的な投票を行えば、bungle partyが適切な候補者数を擁立したときは均等な票割りがされ、候補者を多く擁立しすぎても票は有力候補のみに集まり片方だけ当選(片倒れ)することになることを主張している。

bonanza partyとは、実際の当選者がドント式の結果よりも多い政党を指す。表3はbonanza partyにおける候補者数、当選者数の大小関係から場合分けをしたものである。ただし、今回扱ったデータの中に（ドント<当選数<候補数）は存在しなかった。

3. 分析

3.1 bungle partyの分析

本論では55年体制の確立後に行われた1959年から最新の2011年までの5大市（横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）の県議選結果（計14回）を対象とした。政令市県議選では有力候補者が多いと考えられるため、政党にとって複数候補者を擁立することは国政選挙よりも慎重になると予想される。その政令市県議選においてどのぐらいの選挙区がbungle partyに属したのだろうか。

表4：年代別・定数別全選挙区数

		全選挙区数													
全体	1959	1963	1967	1971	1975	1979	1983	1987	1991	1995	1999	2003	2007	2011	合計
1人区	9	9	11	11	16	16	21	22	19	21	22	23	22	22	244
2人区	23	17	16	20	23	24	22	26	26	27	28	28	31	33	344
3人区	14	17	12	15	19	22	24	21	23	23	23	23	20	18	274
4人区	11	12	13	13	10	10	4	5	4	4	2	1	2	3	94
5人区	4	8	8	6	5	2	3	2	2	2	2	2	2	1	49
6人区	0	0	3	2	0	2	1	2	2	1	1	1	1	1	17
7人区	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	61	63	63	67	74	76	76	78	76	78	78	78	78	78	1024

（出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成）

表5：年代別・定数別bungle party該当選挙区数

ドント式の結果と当選者数が異なる選挙区									
	1959	1963	1967	1971	1975	1979	1983	1987	1991
1人区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2人区	5	3	0	1	3	2	0	0	2
3人区	5	6	3	1	2	1	4	1	6
4人区	1	4	6	2	2	2	1	1	1
5人区	2	5	2	1	3	0	1	0	1
6人区	0	0	1	2	0	1	0	2	1
7人区	0	0	0	0	1	0	1	0	0
合計	13	18	12	7	11	6	7	4	11
該当率	21.31%	28.57%	19.05%	10.45%	14.86%	7.89%	9.21%	5.13%	14.47%

	1995	1999	2003	2007	2011	合計	該当率
1人区	0	0	0	0	0	0	0.00%
2人区	0	1	0	0	2	19	5.23%
3人区	3	3	4	2	1	42	15.50%
4人区	0	0	0	0	2	22	21.69%
5人区	1	1	0	0	1	18	31.11%
6人区	0	0	0	0	0	7	41.18%
7人区	0	0	0	0	0	2	100.00%
合計	4	5	4	2	6	110	10.04%
該当率	5.13%	6.41%	5.13%	2.56%	7.69%	10.04%	

(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

表4は5大都市県議選の全選挙区数を年代別・定数別にまとめたものであり、表5は全選挙区のうち、ドント式の結果と当選者数が異なる選挙区の数年代別・定数別にまとめ、各年代・各定数の該当率を示したものである。全対象選挙区1024のうち、ドント式の結果と当選者数が異なる選挙区数は110選挙区あり、全体の約1割が該当した。また定数が多いほど該当率が高い。年代別該当率を見ると、1959年～1967年の該当率が高い。この時期は自民党が定数以上の候補者を擁立しているなど、あたかも実際の選挙内で党の代議員を決めていた時期であったと考えられる。

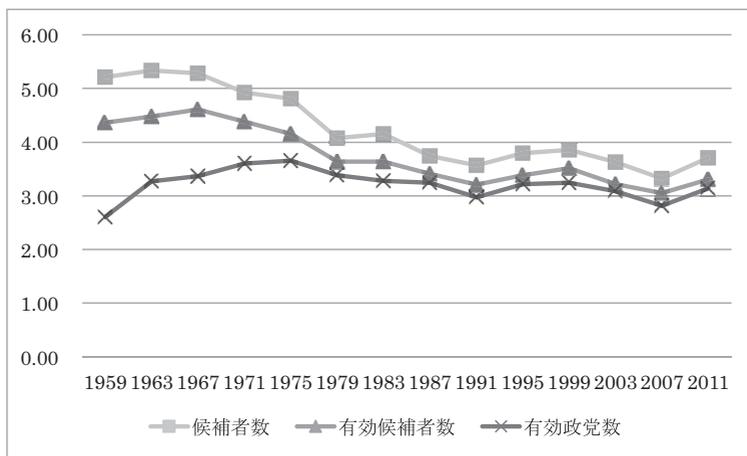
表6：年代別・カテゴリー別bungle party該当選挙区数

カテゴリー	1959	1963	1967	1971	1975	1979	1983	1987	1991	1995	1999	2003	2007	2011	合計
過少公認	0	4	1	3	4	3	3	2	8	2	2	2	1	3	38
票割りの失敗	7	8	8	3	4	2	2	1	3	2	2	2	1	2	47
過多公認	6	7	3	1	3	1	2	1	0	0	1	0	0	1	26
合計	13	19	12	7	11	6	7	4	11	4	5	4	2	6	111

(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

表6は2節で分類した3つのカテゴリー別に該当する選挙区数を年代別に示したものである。票割りの失敗と過多公認は1959年～1967年が多く、1971年以降で減少傾向にある。特に過多公認は90年代以降の選挙でほとんど見られない。

図1：年代別候補者数・有効候補者数・有効政党数の比較



(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

表6における傾向が示される理由として、年代別の候補者擁立戦略の違いが考えられる。図1は年代別に各選挙区の候補者数、有効候補者数、有効政党数の平均値をそれぞれ計算したものである。1967年を頂点として有効候補者数が候補者数を伴い大きく減少しているのに対し、有効政党数は微増の後に微減となる。表6において票割りの失敗と過多公認が多く該当した1967年以前には55年体制の下、少ない数の政党から多くの候補者が擁立されていたが、それが解消されていくのが見て取れる。

3.1.1 政党別分析（自民党、社会党、民主党、共産党）

表7：政党別・カテゴリー別bungle party該当選挙区数⁶

全体	過少公認	票割りの失敗	過多公認	合計
自民党	21	31	17	69
社会党	5	10	6	21
民社党	6			6
民主党	1	3	2	6
共産党		3	1	4
大阪維新の会	2			2
新進党	1			1
無所属	2			2
選挙区数	38	47	26	111

（出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成）

bungle partyに該当する政党の中にも、過半数獲得のため複数候補者を擁立するような大政党もいれば、定数の多い選挙区に候補者を擁立し、確実に議席を取りに行くような中小政党もいる。表7は、bungle partyに該当する政党（または候補者）についてカテゴリー別に該当選挙区数を示したものである。2人の無所属候補者を除けばbungle partyに該当する政党は7党あり、自民党、社会党、民主党は全てのカテゴリーに該当した。共産党は5市のうち、地盤の強い京都市で1971年以降に、神戸市で1983年に2人の候補者を擁立した。的確な票割りをするとされている共産党でさえも、京都市で3つの票割りの失敗、神戸市で1つの過多公認に該当したのが目につく。

⁶ 民社党は民主社会党も含む。

表8：年代別・カテゴリー別bungle party該当選挙区数(自民党、社会党、民主党)

自民党	1959	1963	1967	1971	1975	1979	1983	1987	1991	1995	1999	2003	2007	2011	合計
過少公認			3	1	3	1	2		7	1	1	1		1	21
票割りの失敗	5	5	5	1	3	2	2	1	2	1	1	1	1	1	31
過多公認	4	7	3	1			1	1							17
合計	9	15	8	3	6	3	5	2	9	2	2	2	1	2	69

社会党	1959	1963	1967	1971	1975	1979	1983	1987	1991	1995	1999	2003	2007	2011	合計
過少公認			1	1				2	1						5
票割りの失敗	2	3	3	1	1										10
過多公認	2				3	1									6
合計	4	3	4	2	4	1	0	2	1	0	0	0	0	0	21

民主党	1959	1963	1967	1971	1975	1979	1983	1987	1991	1995	1999	2003	2007	2011	合計
過少公認												1			1
票割りの失敗											1	1		1	3
過多公認											1			1	2
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	6

(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

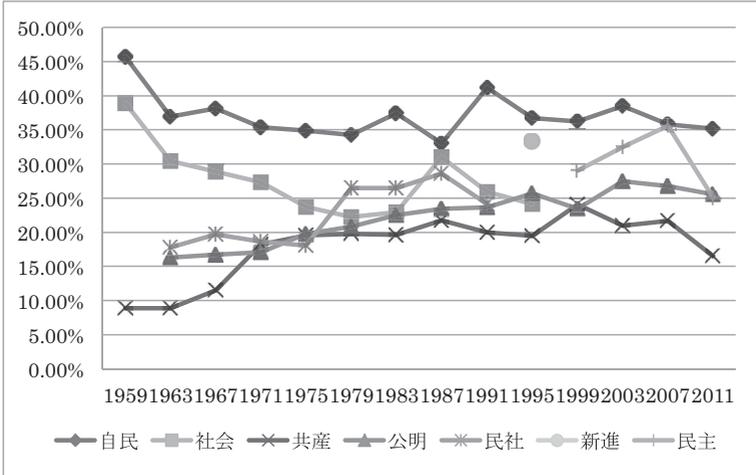
佐藤・松崎（1986）が示すように、国政における自民党内の派閥は、1960年代後半まで分裂し数が増加していたが、60年代末ごろから派閥が分裂するものから「継承」するものへと変化した。つまり1970年前後の自民党内の派閥は、組織として継承される疑似政党のようなものとなっていたのである。政令市県議選においても自民党内の派閥が連立政党の疑似政党のようなものがあり、党内において候補者調整が行われたのであろうか。表8はbungle partyの全カテゴリーに該当した自民党、社会党、民主党の該当した選挙区を年代別・カテゴリー別に整理し、政党ごとにまとめたものである。表6で確認したように、1959年～1967年で票割りの失敗、過多公認が多く該当し、1970年以降は過多公認が減り、過少公認が増えている傾向がある。しかし政党ごとに細かく見ると、自民党では1991年に過少公認が大きく増えたり社会党は1975年に過多公認が増えたりと、他の政党には見られない特徴がある。また1995年以降の過多公認はすべて民主党が該当している点も他の政党とは異なった戦略を行った可能性がある。3政党の候補者擁立戦略を分析するには、年代別に分ける必要がある。

(I) 1959年～1967年

55年体制が成立した当初であったこの時期は、自民党と社会党が多くの候補者を立候補させていたためbungle partyに該当する選挙区が多く、特に自民党は票割りの失敗と過多公認が多い。この時期は日本民主党と自由党が統合した当初であり、自民党が1959年にbungle partyに該当した9選挙区のうち、1955年に日本民主党と自由党両方の候補者が出馬していた選挙区が5区あったが、その中の4選挙区において、1959年の選挙で旧日本民主党公認候補者と旧自由党公認候補者が立候補していた。つまり、党内でのまとまりがなかったため候補者間での票割りの調整ができなかったと考えられる。また1959年～1967年の選挙において7選挙区で定数より多い候補者を擁立していたことから、政党としての候補者擁立の調整が行えなかったと言えるだろう。また社会党は1959年に過多公認がいるが、社会党左派と右派が分裂する前であり、党内の統率が取れていなかったため過多公認が増えたと考えられる。1959年～1967年は自民党、社会党が共に党内のまとまりがなく、候補者が必要以上に立ってしまったのであろう。

(Ⅱ) 1970年代～1980年代前半

図2：政党別出馬選挙区平均相対得票率



(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

1970年代からは自民党内で派閥・系列が確立されたことで、候補者調整が行われ、bungle party、特に過多公認に該当する選挙区が減少していったと考えられる。社会党も民主社会党と分裂したことで候補者数が減少し、過多公認がなくなっていた。しかし1975年に3選挙区が過多公認に該当した。過多公認が増えた理由として得票率の低下が考えられる。図2は1959年～2011年の5大都市県議選における各選挙区での得票率を算出し、政党別に当選選挙区の平均得票率を出したものであるが、民主社会党と分裂した1963年以降、社会党の平均得票率は大きく減少していき、1975年には25%を下回った。3選挙区とも京都市の選挙区（北区、左京区、右京区）であったが、1970年代の京都市では共産党が2人の候補者を擁立し始め、1971年の選挙では議席数で社会党を上回っていた。1975年の京都では勢いのある共産党が半数以上の選挙区で2人の候補者を擁立していた。それにもかかわらず、社会党は4つの選挙区で2人の候

補者を擁立し、その結果3つの選挙区で共倒れが起こってしまった。

(Ⅲ) 1980年代後半～1990年代前半

この時期において注目したいのは、1991年において自民党が7選挙区で過少公認に該当したことである。1991年の県議選では、もう1人候補者を擁立し均等に票割りができれば、さらに7人の自民党所属議員を議会に送り込むことができたはずである。

表9：自民党bungle party選挙区別候補者数・投票数(1991年)

政令市	選挙区	定数			全体候補者数		自民候補者数		自民得票率	
		87・91年	1991年	1987年	1991年	1987年	1991年	1987年		
横浜市	神奈川区	3	4	5	1	1	45.08%	25.55%		
横浜市	緑区	6	9	7	2	2	36.93%	31.61%		
京都市	北区	4	5	5	1	2	33.51%	29.44%		
京都市	上京区	3	4	4	1	1	39.28%	23.57%		
京都市	中京区	3	4	4	1	1	44.94%	29.34%		
京都市	西京区	2	3	4	1	1	50.79%	39.70%		
大阪市	住之江区	2	3	2	1	1	51.21%	前回無投票		

(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

表9は、1991年に過少公認に該当した7選挙区において、総候補者数、自民党候補者数、および自民党の相対得票率を示し、1987年と比較したものである。どの選挙区も1987年と比べて自民党の得票率は増えているが、候補者数を増やした選挙区はなかった。また図2の自民党の平均得票率の推移を見ると、自民党平均得票率が40%を超えた年は政党数が少なかった1959年と1991年のみである。しかし1987年では自民党得票率が減少し、社会党得票率が増加していた。また1987年において社会党は2つの選挙区が過少公認に該当した。その後の1989年参院選での社会党の躍進からも分かるように、この時期は多くの有権者の支持を受けていたため、得票率が増加し過少公認が増えたと考えられる。一方で自民党は、1989年参院選および1990年衆院選で議席数低下により、1991年統一地方選において劣勢を予測したのではないだろうか。ところが蓋を開けてみると、社会党をはじめとする野党が伸び悩み、自民党の得票率が

増えたことで、1987年の社会党と同様に過少公認が増加したのであろう。1975年の社会党同様、1987年の社会党、1991年の自民党などからも、政党が有権者の大きな動きを掴み切れていないことが推察できる。

(iv) 1990年代中期～2011年

この時期の選挙において過少公認に該当した政党は、1998年に結党した民主党のみであった。2011年の選挙区（横浜市青葉区）では、2人の現職候補者が、神奈川県を地盤とするみんなの党の候補者に票を取られ、共倒れした。一方で1999年の選挙区（横浜市鶴見区）では、前回社会党公認で当選した現職議員と前回新進党公認で当選した現職議員が民主党公認候補者として立候補したが、社会党出身候補者と新進党出身候補者の間で候補者の統一ができず、共倒れしてしまった。この事例は日本民主党と自由党が統合した当初の選挙において、党内で統率がとれず、多くの候補者が立ってしまった自民党の例とよく似ている。異なる地盤を持つ政党が統合した場合、最初の選挙では候補者調整がうまくいかず、必要以上の候補者の擁立がされてしまう傾向があるのかもしれない。

3.1.2 政党別分析（民社党、大阪維新の会、新進党）

自民党、社会党、民主党が全てのカテゴリーに該当したのに対し、民社党、大阪維新の会、新進党は過少公認のみに該当した。自民党や社会党が過少公認に多く該当したとき、各政党が予期している以上の得票率の増加があったためと考えられるが、3党についても同じことが言えるのであろうか。

民社党が該当した選挙区は横浜市戸塚区（1979年、1983年）と大阪市旭区（1963年、1971年、1975年、1979年）の2区のみである。横浜市戸塚区は2012年に法務大臣を務めた田中慶秋氏の地盤であり、田中氏自身も1975年と、過少公認に該当した1979年に民社党候補者として当選した。大阪市旭区は、民社党候補者が初めて立候補した1963年から他の

候補者の2倍以上の得票を得て当選し、1人区となった1975年からも民社党候補者が当選していた。また、新進党が該当した選挙区も民社党と同じ横浜市戸塚区（1995年）であり、当時の新進党候補者は前回民社党公認で当選した現職議員であった。つまり、民社党、新進党がbungle partyに該当した選挙区は特定の地域での個人の地盤の強さが表れた結果であり、政党の候補者擁立戦略ではなかったといえる。

大阪維新の会が該当した選挙区は大阪市城東区と住之江区（共に2011年）であるが、2つの選挙区で当選した大阪維新の会の候補者は自民党から鞍替えした現職議員であった。現職議員が大阪維新の会が持つ人気の波に乗っかっていった結果、過少公認に該当したと考えられる。

3.2 bonanza partyの分析

表10：政党別・カテゴリー別bonanza party該当選挙区数⁷

全体	過少公認	票割りの失敗	過多公認	合計
民社党	7	12	10	29
共産党	10.5	11	6.5	28
社会党	5	6	2	13
公明党	1	10	2	13
自民党	5		2	7
民主党	4	1		5
神奈川ネット		1	1	2
新進党		1		1
みんなの党		1		1
新政会	1			1
公正会	0.5		0.5	1
無所属	4	4	2	10
選挙区数	38	47	26	111

（出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成）

「取れないはずだった議席を取ることができた」bonanza partyは、bungle partyが失敗をしたおかげで議席を取ることができた、いわゆる「棚から牡丹餅」政党なのだろうか。

⁷ 注6で示したように、1963年の大阪市旭区では民主社会党が過少公認に該当し、自民党が過多公認に該当しているため、該当するbonanza party（共産党と公正会）は過少公認と過多公認に0.5ずつを割り振った。

また、公明党は公明政治連盟、公明を含む。

まずbonanza partyに属した政党を確認するため、bungle partyの3つのカテゴリーについて該当するbonanza partyの数をそれぞれ示したものが表10である。ここで注目してほしいのは、該当するbonanza partyのほとんどが他の選挙区において、自力でも当選したことのある政党となっている点である。

表11：定数別・bonanza party平均得票率

	総選挙区数	ドント<当選者数(bonanza party)		
		平均得票率	1/(定数+1)	平均得票率 / {1/(定数+1)}
全体	111			75.13%
1人区	0			
2人区	19	23.66%	33.33%	70.98%
3人区	43	19.09%	25.00%	76.34%
4人区	22	14.97%	20.00%	74.83%
5人区	18	12.79%	16.67%	76.75%
6人区	7	10.79%	14.29%	75.53%
7人区	2	9.45%	12.50%	75.63%

(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

表12：定数別・最下位当選、最上位落選平均得票率

	総選挙区数	最下位当選			最上位落選		
		平均得票率	1/(定数+1)	平均得票率 / {1/(定数+1)}	平均得票率	1/(定数+1)	平均得票率 / {1/(定数+1)}
全体	1024			92.70%			64.55%
1人区	244	56.85%	50.00%	113.70%	33.27%	50.00%	66.55%
2人区	344	30.95%	33.33%	92.35%	21.58%	33.33%	64.75%
3人区	274	21.15%	25.00%	84.03%	15.99%	25.00%	63.97%
4人区	94	15.69%	20.00%	78.65%	12.36%	20.00%	61.79%
5人区	49	13.03%	16.67%	77.41%	11.01%	16.67%	66.09%
6人区	17	10.32%	14.29%	72.27%	7.69%	14.29%	53.81%
7人区	2	8.64%	12.50%	69.08%	6.57%	12.50%	52.54%

(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

ではbonanza partyとなるには何か要件があるのだろうか。表11はbonanza partyに該当する候補者の得票率を定数ごとに分類し、それぞれ平均値を計算したものであり、1/(定数+1)との比も求めた。表12は比較対象として最下位当選と最上位落選の候補者の得票率を表11と同様に計算したものである⁸。いわゆる中選挙区と呼ばれる5人区以下において、

bonanza partyの平均得票率は最下位当選の平均得票率よりは低い、最上位落選の平均得票率よりは高い。よってbonanza partyとなるような候補者は、ドント式であれば落選するような候補者ではあるかもしれないが、実際に落選するような一般的候補者の得票よりは多くの票を取っているのである。

以上よりbungle partyが取り損ねた議席を獲得した候補者は、力のある政党に属していることがほとんどであり、且つ、少なくとも得票数が他の落選者よりも高いような候補者でなければならない。

3.3 次期選挙におけるbungle partyの対策

bungle partyに該当した政党は、次の選挙においてbungle partyとならないように候補者調整を行わなければならない。しかし党内の統率が取れず、同じ結果となってしまいうこともあるだろう。bungle partyに該当した政党は、次の選挙においてbungle partyに該当することを回避できたのだろうか。

表13：政党別次期bungle party該当数および該当率

bungle	今期		次期			
	該当数	2011年	同bungle・ 同政党	同政党の み	合計	該当率
自民党	69	2	8	7	15	22.39%
社会党	21		1	0	1	4.76%
共産党	4		1	0	1	25.00%
民社党	6		3	0	3	50.00%
新進党	1					
民主党	6	2	0	1	1	25.00%
大阪維新の会	2	2				
無所属	2		0	0	0	0.00%
合計	111	6	13	8	21	20.00%

(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

⁸ bonanza partyが最下位当選に必ずしも含まれるとは限らない。

例えば1959年の京都市上京区(定数4)では、自民党候補者3人(A、B、C)、社会党候補者2人(D、E)、共産党候補者1人(F)が立候補し、その結果、各候補者の得票率がA16.3%、B16.0%、C14.7%、D23.2%、E13.2%、F16.6%となり、A、B、D、Fが当選した。このとき社会党が票割りの失敗に該当し、共産党がbonanza partyとなるが、最下位当選は自民党候補者Bである。

表13はbungle partyに該当した政党が次期の選挙においても同じ選挙区でbungle partyとなったかを示したものである。また次期にもbungle partyに該当してもカテゴリーが異なる場合がある。今期と次期で同じカテゴリーに該当したかどうかについても示した。次期選挙のない2011年データを除き、同じ選挙区でbungle partyに該当した数は21ケースあり、全体の20%が該当していた。最も該当数の多い自民党は、カテゴリー一別にどのような調整を行ったのだろうか。

表14：選挙区別候補者数の変化およびbungle party該当数（過少公認）

	定数変更	20	→	候補者数 (前回比)		次期bungle party 該当数 名称		4	
				20	→	2	過少公認		2
過少公認	なし	13	→	同じ	12	→	2	過少公認	2
				増加	1	→	1	票割り	1
	減少	5	→	同じ	3	→			
				減少	2	→			
増加	2	→	同じ	1	→				
			増加	1	→	1	票割り	1	

(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

過少公認に該当した場合、選挙区が同じ条件であれば次期において候補者数を増やすことが最善策である。しかし他党の候補者擁立の変化や情勢によっては、候補者を増やしても票割りの失敗や過少公認になりかねない。表14は2011年除いたデータにおいて過少公認に該当した20選挙区のうち、定数変更があったかどうか、前回と比べて候補者を変化させたかどうかによって細分化し、次期bungle partyに該当した選挙区数を示したものである。候補者数を増やした選挙区は全体の1割しかなく、ほとんどの選挙区で候補者数は変わらなかった。候補者数を増やした2選挙区では票割りの失敗に該当していた。自民党は票割りの失敗を恐れ、候補者を増やせなかったのかもしれない。また定数が変わらなかった選挙区において、候補者数を増やさなかった選挙区は同じ過少公認に該当していた。

表15：選挙区別候補者数の変化およびbungle party該当数（票割りの失敗）

	定数変更	30	→	候補者数 (前回比)		次期bungle party 該当数 名称		8	
				30	→	3	票割り		
票割りの 失敗	なし	19	→	同じ	10	→	3	票割り	3
				減少	8	→	2	過少公認	2
				増加	1	→	1	過多公認	1
	減少	9	→	同じ	1	→	1	過多公認	1
				減少	8	→			
	増加	2	→	同じ	1	→	1	過少公認	1
増加				1	→				

（出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成）

表14と同様に票割りの失敗において細分化をしたものが表15である。票割りの失敗は、次期において候補者数を変えずに候補者間の票割りを調整することが最善策である。しかし、定数変更がなかった19選挙区のうち8選挙区で候補者数が減少していた。その結果2選挙区で過少公認に該当してしまっただが、過少公認のときと同様に票割りの失敗を恐れ、候補者数を減らすという安全策をとったのかもしれない。また10選挙区で候補者数を変化させなかったが、3選挙区で票割りがうまくいかず、同じ票割りの失敗に該当していた。

表16：選挙区別候補者数の変化およびbungle party該当数（過多公認）

	定数変更	17	→	候補者数 (前回比)		次期bungle party 該当数 名称		3	
				17	→	2	過多公認		
過多公認	なし	14	→	同じ	4	→	2	過多公認	2
				減少	10	→			
	減少	1	→	減少	1	→			
	増加	2	→	同じ	1	→	1	過多公認	1
減少				1	→				

（出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成）

過多公認であれば、次期において候補者数を減らすことが最善策である。表16において候補者数を減らした選挙区が多くあり、そのすべての選挙区ではbungle partyとなることが回避された。しかし候補者数を同じにした選挙区では、過半数の選挙区で同じ過多公認に該当してしまっ

茨木 Bungle Party and Bonanza Party ～5大都市県議選における複数候補者擁立戦略の帰結から～
 た。過多公認においては最善策をとるかどうかで大きな差ができてしまっていた。

3つのカテゴリーに共通して、今期と次期で同じbungle partyに該当するケースは候補者数が変わらなかった選挙区でのみ該当していた。また自民党は候補者数を減らしやすいが増やしにくいという傾向が見られた。的確な候補者調整をしているとはいえ自民党は、候補者数を増やしたほとんどの選挙区で票割りの失敗や過多公認に該当しており、票割りの失敗や過多公認を危惧し、候補者数を増やすことができなかったのであろう。

3.4 政令市間比較

表17：5大都市別定数・選挙区数の比較

	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
総定数	583	496	522	566	324
選挙区数	208	214	144	336	122
定数/区数	2.80	2.32	3.63	1.68	2.66

(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

これまで、5大都市の県議選データを用いて時系列的にbungle partyおよびbonanza partyの考察を行うことで、政党の候補者擁立戦略について長期間の分析を試みた。しかし5大都市の間で候補者擁立戦略が異なる場合がある。表17は、5大都市ごとに1959年～2010年までの定数の合計と選挙区数の合計を示し、また1つの選挙区当たりの定数を算出した。選挙区数が多い大阪市は1つの選挙区当たりの定数が2を大きく下回り、選挙区数が少ない京都市は平均して中選挙区サイズであることを示している。同じ政令市であっても定数や選挙区数の違いにより異なる各党の候補者擁立戦略があるのではないだろうか。

表18：都市・定数・カテゴリー別bungle party該当選挙区率

横浜市					
定数	選挙区数	過少公認	票割りの失敗	過多公認	合計
2人区	70			1.43%	1.43%
3人区	73	9.59%	12.33%	1.37%	23.29%
4人区	31	3.23%	3.23%	6.45%	12.90%
5人区	10	10.00%	20.00%		30.00%
6人区	4	75.00%	25.00%		100.00%
7人区	1	100.00%			100.00%
合計	189	6.25%	6.25%	1.92%	15.87%

名古屋市					
定数	選挙区数	過少公認	票割りの失敗	過多公認	合計
2人区	96	3.13%	2.08%	3.13%	8.33%
3人区	72	2.78%	5.56%	2.78%	11.11%
4人区	14	14.29%	7.14%	7.14%	28.57%
5人区					
6人区					
7人区					
合計	182	3.27%	3.27%	2.80%	10.99%

京都市					
定数	選挙区数	過少公認	票割りの失敗	過多公認	合計
2人区	20	5.00%			5.00%
3人区	46	8.70%		2.17%	10.87%
4人区	31	3.23%	19.35%	12.90%	35.48%
5人区	28	3.57%	32.14%	7.14%	42.86%
6人区	11		9.09%	9.09%	18.18%
7人区	1			100.00%	100.00%
合計	137	4.86%	11.11%	6.25%	23.36%

大阪市					
定数	選挙区数	過少公認	票割りの失敗	過多公認	合計
2人区	107	6.54%	0.93%	0.93%	8.41%
3人区	28	3.57%	10.71%	7.14%	21.43%
4人区	11			18.18%	18.18%
5人区	6		16.67%		16.67%
6人区	2		50.00%		50.00%
7人区					
合計	154	2.38%	1.79%	1.49%	12.34%

神戸市					
定数	選挙区数	過少公認	票割りの失敗	過多公認	合計
2人区	51				
3人区	55	3.64%	5.45%	3.64%	12.73%
4人区	7		14.29%		14.29%
5人区	5	20.00%	20.00%		40.00%
6人区					
7人区					
合計	118	2.46%	4.10%	1.64%	8.47%

(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

表18はbungle partyが該当した3つの分類について、5大都市ごとで定数別に該当率を示したものである。ケースが14以上ある政令市の2人区から4人区を見ると、横浜市は3人区の該当率がとても高く、名古屋市、京都市は4人区の該当率がとても高い。また4人区において、名古屋市は過少公認が多いのに対し、京都市は票割りの失敗、過多公認が多い。これらの違いの要因はどこにあるのだろうか。

表19：参院選全国区・比例区における都道府県別絶対得票率（党派別）

平均値	自民党	社会党	共産党	公明党	民社党	民主党
神奈川県	14.44%	11.35%	4.48%	7.13%	5.13%	14.33%
愛知県	18.05%	9.85%	3.93%	6.51%	6.16%	16.01%
京都府	16.63%	9.00%	9.18%	6.10%	3.77%	12.85%
大阪府	14.46%	9.37%	6.92%	9.57%	4.61%	12.12%
兵庫県	16.96%	11.37%	4.65%	7.57%	4.97%	12.99%
全国	20.62%	12.19%	4.27%	6.81%	3.79%	13.46%

（出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成）

表19は1959年～2010年に行われた参院選（1959年～1980年は全国区、1983年～2010年は比例区）において、都道府県の各党⁹の絶対得票率の平均値を算出し、5大都市が属する府県と全国合計を示したものである。共産党の京都、民社党・民主党の愛知、公明党・共産党の大阪における得票率の高さが目立つ。都道府県単位ではあるが、特定の地域における各政党の地盤の違いが見て取ることができる。

⁹ データの対象期間：自民党、共産党は1959年～2010年、社会党は1959年～1995年、公明党は1965年～1992年、および1998年～2010年、民社党は1962年～1992年、民主党は1998年～2010年。

表20：定数別候補者数・有効候補者数・有効政党数・無投票該当数

平均値	横浜市					名古屋市				
	総選挙 区数	候補者 数	有効候 補者数	有効政 党数	無投票 の数	総選挙 区数	候補者 数	有効候 補者数	有効政 党数	無投票 の数
1人区	19	2.32	2.09	2.09	1	32	2.38	2.08	2.04	5
2人区	70	3.40	3.03	2.96	5	96	3.51	3.07	2.89	9
3人区	73	5.10	4.45	4.00	1	72	4.67	4.20	3.61	2
4人区	31	6.03	5.39	4.43	0	14	6.14	5.45	3.40	0
5人区	10	8.00	6.95	4.49	0					
6人区	4	8.75	6.98	4.61	0					
7人区	1	9.00	7.17	5.04	0					

平均値	京都市					大阪市				
	総選挙 区数	候補者 数	有効候 補者数	有効政 党数	無投票 の数	総選挙 区数	候補者 数	有効候 補者数	有効政 党数	無投票 の数
1人区	7	2.14	1.98	1.98	0	182	2.57	2.21	2.17	8
2人区	20	3.05	2.85	2.85	1	107	3.81	3.32	3.20	1
3人区	46	4.09	3.70	3.53	6	28	5.36	4.65	3.71	1
4人区	31	6.19	5.54	3.70	0	11	8.55	7.09	4.57	0
5人区	28	6.93	6.45	4.01	0	6	7.67	6.90	4.55	0
6人区	11	8.18	7.03	4.60	1	2	8.50	7.29	4.55	0
7人区	1	9.00	8.32	4.18	0					

平均値	神戸市				
	総選挙 区数	候補者 数	有効候 補者数	有効政 党数	無投票 の数
1人区	4	2.00	1.73	1.73	0
2人区	51	3.94	3.48	3.39	1
3人区	55	4.89	4.48	4.01	1
4人区	7	5.86	5.11	4.24	1
5人区	5	7.80	6.43	3.69	0
6人区					
7人区					

(出所：各選挙管理委員会データより、筆者作成)

表20は5市において定数別に候補者数、有効候補者数、有効政党数の平均値をまとめたものであり、定数ごとに無投票の数も示した。横浜市において有効候補者数は2人区以下でほぼM+1であり、無投票の数も2人区で最も多い。横浜市では自民党と社会党、または自民党と民主党の2大政党が議席を分け合うため2人区で無投票が引き起こされる。一方で京都市の候補者数、有効候補者数は3人区以下でほぼM+1の値である。京都市では2大政党に加え、京都で強い共産党が加わるため3人区で無投票となったのではないかと考えられる。名古屋市では、有効候補者数は2人区以下でほぼM+1であるが、3人区ではM+1は超えているものの、M+1に近い数値である。この傾向は京都市と似ている。しかし無投票の数は横浜市と同じく2人区で多い。その理由は民社党の影響ではないか

と考えられる。民社党が他の県と比べて強い名古屋市では、3人区において自民党、社会党に強い民社党が加わっていたが、共産党が3人区以上の選挙区のほとんどに候補者を擁立したため、無投票にはならず有効候補者数がM+1に近い数値となった。また2人区で該当した9つの無投票選挙区のうち、6つで自民党と民主党の候補者が議席を分け合っていた。つまり民社党が存在していた1990年代前半までは京都市のように3党が強いのだのに対し、民社党解党後は横浜市のように二大政党が突出したと考えられる。

4. まとめ

本論は、大選挙区SNTVの下での各政党の候補者擁立戦略の帰結について分析することを目的とし、政令市県議選結果を対象として考察を行った。選挙前に行われる候補者擁立戦略を分析する際には、候補者数そのものを用いることができる政令市県議選データは対象として適している。ほぼ全ての政党が有力候補者となりうる政令市県議選データを対象とするため、川人(1997)が示した選挙戦上の失敗(表1)のうち、まずは「取れるはずだった議席を取ることができなかった」政党(bungle party)を特定した後、各政党の候補者擁立戦略の特徴、変遷について考察した。長期間における各政党の候補者擁立戦略が考察できるという、政令市県議選データの利点を生かし、5大政令市(横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市)県議選において、自民党や社会党など長期間候補者を擁立していた政党の特徴について年代を区切って示すことで、統合された党では、内部の統率が取れず候補者が乱立してしまうことを観察することができた。また同じカテゴリーに該当していても、政権獲得を狙う大政党と、定数の多い選挙区で議席を取りにくい中小政党では該当した要因が全く違うことも確認できた。逆に「取れないはずだった議席を取ることができた」政党(bonanza party)についても特定し、bonanza partyは力のある政党がほとんどであり、その候補者は少なくと

も得票数が他の落選者よりも高いような候補者であることが分かった。

またbungle partyに該当した選挙区のうち、約2割の選挙区において次の選挙でも同じ政党がbungle partyに該当し、さらにはその半分以上が同じカテゴリーに該当していたことが分かった。つまり、bungle partyに該当した選挙区の1割強が次期の選挙で同じ失敗を繰り返していたことになる。最も多く該当していた自民党は、3つのカテゴリーに共通して、候補者数が変わらなかった選挙区でのみ今期と次期で同じbungle partyに該当していた。的確な候補者調整をしているとはいえ自民党は、候補者数を増やしたほとんどの選挙区で票割りの失敗や過多公認に該当しており、票割りの失敗や過多公認を危惧し、候補者を増やすべきケースにおいて候補者数を増やすことができなかったであろう。

1節で述べたように、大選挙区SNTVは、M人選出の選挙区において有力候補者数が次第にM+1人に収束していくという「M+1法則」によって、比例代表原理の重要な要素である比例性が保たれると考えられる。政令市県議選は中選挙区以下の定数の選挙区においてM+1法則が成立しており、比例代表原理の理念にかなっているように思える。しかし本論により、各政党が「取れるはずだった議席を取ることができなかった」bungle partyに該当し、bungle partyに該当した選挙区の1割強が、次期の選挙で同じ失敗を繰り返していた。「政党」という単位からすれば、大選挙区SNTVは比例性の確保の障害となっているといえるだろう。

本論は、長期間における政党の候補者擁立戦略を見るため5大都市を対象としたが、それにより政令市間の比較が可能となった。同じ政令市でも、大阪市のように区数が多い市では小選挙区が多く、京都市のように区数が少ない市ではいわゆる中選挙区が多い。このような区数の違いにより、1区あたりの定数が変化するが、デュベルジェの法則やM+1の法則より定数の違いが候補者数を変化させることは言うまでもなく、定数の違いがその地域での政党の数を決めているのではないかということも推測できる。さらに言えば、人口の変化に応じて分区や定数の変更が

茨木 Bungle Party and Bonanza Party ～5大都市県議選における複数候補者擁立戦略の帰結から～
行われるが、人口による区数、定数の大きさが政党の構図を変化させう
ることもありそうである。今後の研究課題としたい。

また県議選と同日に選挙が行われている市議選との比較も興味深い。
市議選と県議選は選挙区の区割りは同じであるが、定数はほぼ2倍の差
がある。定数の多い市議選では、より多くの候補者が乱立すると考えら
れるが、そのサイズにおける政党戦略についても比較研究が可能であろ
う。市議選との比較についても今後の研究課題にしたい。

5. 参考文献

- Cox, Gary (1991) “SNTV and d’Hondt are ‘Equivalent’ ” , *Electoral Studies* 10(2): 118-132
- Cox, Gary (1994) “Strategic Voting Equilibria under the Single Non Transferable Vote” , *American Political Science Review* 88 (3): 608-621
- Cox, Gary and Niou, Emerson (1994) “Seat Bonuses under the Single Nontransferable Vote System: Evidence from Japan and Taiwan” , *Comparative Politics* 26: 221-236
- Duverger, Maurice (1951) “Les parties Politiques” , *Librairie Armond Colin*. (岡野加穂留訳 (1970) 『政党社会学』 潮出版)
- 樋渡展洋・斉藤淳(2011) 『政党政治の混迷と政権交代』 東京大学出版社
- 堀内勇作・名取良太(2007) 「二大政党制の実現を阻害する地方レベルの選挙制度」 『社会科学研究』 58(5,6): 21-32.
- 茨木瞬(2011) 「二大政党化と参議院二人区」 『公共選択の研究』 56:21-30
- 茨木瞬(2013) 「SNTVとM+1法則」 『選挙研究』 29-2:129-142
- 井芹浩文(1988) 『派閥再編成： 自民党政治の表と裏』 中央公論社
- 川人貞史(1997) 「選挙制度と政党制」 『レヴァイアサン』 20: 59-83.
- 川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子(2011) 『現代の政党と選挙〔新版〕』
有斐閣アルマ

川人貞史(2004)『選挙制度と政党システム』木鐸社

Laakso, M and R, Taagepera (1979) “Effective Number of Parties: A Measure with Application to West Europe.” *Comparative Political Studies* 12: 3-27.

李甲允(1992)「衆議院選挙での政党の得票数と議席数－公認候補者数と票の配分に関する政党の効率性と選挙区間定数不均衡の効果－」『レヴァイアサン』10: 109-131.

Lijhpart, A. Pinter, R. L. & Sone, Y. (1986) “The Limited Vote and the single non-transferable vote: Lessons from the Japanese and Spanish examples,” in Grofman, B. & Lijhpart, A. (eds.) *Electoral Laws and Their Political Consequences*, Agathon Press.

森正(2012)「地域政党と地方選挙－2011年愛知・名古屋トリプル選・名古屋市議選の分析『公共選択』58: 45-64.

Reed, Steven (1990) “Structure and Behaviour: Extending Duverger’s Law to the Japanese Case”, *British Journal of Political Science* 20(3): 335-356.

Reed, Steven (1997)「中選挙区におけるM+1法則」『総合政策研究』第2号、235-244.

Reed, Steven (2003)「並立制における小選挙区候補者の比例代表得票率への影響」『選挙研究』18: 5-11.

Reed, Steven, Ethan, Scheiner and Michael, Thies (2012) “The end of LDP dominance and the rise of party-oriented politics in Japan”, *Journal of Japanese Studies* 38(2): 353-376.

齐藤淳(2010)『自民党長期政権の政治経済学：利益誘導政治の自己矛盾』勁草書房

佐藤誠三郎・松崎哲久(1986)『自民党政権』中央公論社